

令和4年度 文教委員会資料⑭

【議案第105号】

川崎市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例の制定について

資料 川崎市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

市 民 文 化 局

(令和4年8月30日)

川崎市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
○川崎市男女共同参画センター条例 平成11年3月19日条例第10号					○川崎市男女共同参画センター条例 平成11年3月19日条例第10号				
別表（第9条関係）					別表（第9条関係）				
1 施設利用料					1 施設利用料				
種別	金額				種別	金額			
	午前	午後	夜間	全日		午前	午後	夜間	全日
	9時～12時	1時～5時	6時～9時 30分	9時～9時 30分		9時～12時	1時～5時	6時～9時 30分	9時～9時 30分
会議室	1,730円	2,340円	2,950円	7,020円	会議室	1,700円	2,300円	2,900円	6,900円
第1研修室	1,220円	1,620円	2,030円	4,870円	第1研修室	1,200円	1,600円	2,000円	4,800円
第2研修室	1,220円	1,620円	2,030円	4,870円	第2研修室	1,200円	1,600円	2,000円	4,800円
第3研修室	1,320円	1,730円	2,130円	5,180円	第3研修室	1,300円	1,700円	2,100円	5,100円
第4研修室	1,220円	1,620円	2,030円	4,870円	第4研修室	1,200円	1,600円	2,000円	4,800円
多目的室	2,340円	3,150円	3,970円	9,460円	多目的室	2,300円	3,100円	3,900円	9,300円
ホール	6,720円	7,530円	12,930円	27,180円	ホール	6,600円	7,400円	12,700円	26,700円
第1楽屋	500円	710円	910円	2,120円	第1楽屋	500円	700円	900円	2,100円
第2楽屋	610円	910円	1,120円	2,640円	第2楽屋	600円	900円	1,100円	2,600円
備考					備考				
1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に利用する場合の施設利用料の額は、規定利用料の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。					1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に利用する場合の施設利用料の額は、規定利用料の2割増相当額とする。				
2 利用許可の時間を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の1時間当たりの額の					2 利用許可の時間を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の1時間当たりの額の				

改正後	改正前												
<p>2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。</p> <p>3 ホールを練習、準備等のために利用する場合の施設利用料の額は、規定利用料（前2項の規定を適用する場合は、これらの規定により算出して得た額）の5割相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。</p> <p>2 設備利用料</p> <table border="1" data-bbox="174 555 1066 738"> <thead> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1式、1本、1台、1列、1脚、1個、1枚、1キロワットその他</td> <td>5,090円</td> </tr> <tr> <td>1単位 1回</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 本表においては、午前・午後・夜間をそれぞれ1回として扱う。</p> <p>2 利用許可の時間を超えて利用する場合の設備利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料の1時間当たりの額の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。</p> <p>3 ホールを練習、準備等のために利用する場合の設備利用料の額は、規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の5割相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。</p>	単位	金額	1式、1本、1台、1列、1脚、1個、1枚、1キロワットその他	5,090円	1単位 1回		<p>2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。</p> <p>3 ホールを練習、準備等のために利用する場合の施設利用料の額は、規定利用料（前2項の規定を適用する場合は、これらの規定により算出して得た額）の5割相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。</p> <p>2 設備利用料</p> <table border="1" data-bbox="1180 555 2072 738"> <thead> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1式、1本、1台、1列、1脚、1個、1枚、1キロワットその他</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>1単位 1回</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 本表においては、午前・午後・夜間をそれぞれ1回として扱う。</p> <p>2 利用許可の時間を超えて利用する場合の設備利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料の1時間当たりの額の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。</p> <p>3 ホールを練習、準備等のために利用する場合の設備利用料の額は、規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の5割相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。</p>	単位	金額	1式、1本、1台、1列、1脚、1個、1枚、1キロワットその他	5,000円	1単位 1回	
単位	金額												
1式、1本、1台、1列、1脚、1個、1枚、1キロワットその他	5,090円												
1単位 1回													
単位	金額												
1式、1本、1台、1列、1脚、1個、1枚、1キロワットその他	5,000円												
1単位 1回													